

広島県訓令第4号

本 庁

官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

官報報告規程の一部を改正する訓令

官報報告規程（昭和二十四年広島県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（ただし、行政事務条例については、四部）」を削る。

別表第一号中「行政事務条例」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十四条第二項に規定する条例」に、「行政事務に関する」を「地方自治法第十四条第二項に規定する」に改め、同表第四号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同表第五号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「行政事務条例」を「地方自治法第十四条第二項に規定する条例」に改める。

別記様式第六号（注）3中「出納長」を「会計管理者」に、「事務吏員又は技術吏員等」を「職員等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。